

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

1 当事業所が提供する (介護予防) 通所リハビリテーションについての相談窓口

電話 04 - 7181 - 5611 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 04 - 7187 - 5556 (24時間受付)

担当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

* 日曜日、年末年始を除く。

2 (介護予防) 通所リハビリテーションの概要

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所名	我孫子ロイヤルケアセンター
所在地	千葉県我孫子市中峠2614
介護保険事業者番号	1252580017
通常の事業の実施地域	我孫子市・取手市・利根町*

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制 (基準数以上による)

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	医師 *	1		業務に関する管理
支援相談員	相談員 *	1		生活相談業務
看護・介護職員	看護師・准看護師 介護福祉士・他	5		看護・介護業務
リハビリテーション	理学療法士等	2		機能訓練・リハビリテーション業務

* 入所施設と兼務

(3) 施設の設備等の概要

定員	57名
通所・リハビリ・レクリエーション	389.78㎡
浴室	一般浴槽と特別浴槽
送迎車	5台以上

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時00分

3 サービス内容

① 送迎

運転手と介護職員が送迎いたします。

② 食事

昼食とおやつを提供します。季節ごとの行事食を取り入れています。

③ 入浴

一般浴・特殊浴があります。(入浴時の髭剃りは行いません。)

④ 機能訓練・リハビリテーション

理学療法・作業療法・言語療法・集団リハビリテーションを行っています。

⑤ レクリエーション

集団レク、合奏・合唱、散歩、誕生会、季節行事等を行っています。

⑥ 生活相談

支援相談員がご相談に応じます。

4 利用料金

契約書別紙を参照ください。

5 (介護予防) 通所リハビリテーション運営の方針

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画書に基づき、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。身体拘束を防ぐため、年2回、全職員を対象に勉強会を開催します。

- (3) 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者や関係事業所、市町村・地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域において統合的サービスが受けられるように努めます。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (5) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に説明を行い、療養上必要な事項については、利用者や家族が理解しやすいように指導すると同時に、利用者の同意を得て実施します。
- (6) 利用者の個人情報の保護は厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用については原則的に行いません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
- (7) 適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など施設介護職員等の就業環境が害されると判断した場合は必要な措置を講じます。

6 サービス利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡・・・利用開始にあたり、概ねの時間をご連絡します。変更の際には事前にご連絡します。
- ・体調確認・・・・・・・・・・当日、ご利用の際に、必ず看護師が、血圧測定などの健康チェックをします。
- ・体調不良によるサービスの中止・変更・・・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・食事のキャンセル・・・利用日当日、利用者の皆様のご都合による食事のキャンセルの際は、食材料費をいただきます。なお、事前のキャンセルの際は食材料費をいただきません。
- ・時間の変更・・・・・・・・・・利用者の皆様のご都合による利用時間の変更があった場合も、規定の利用料金をいただきます。継続的に利用時間を変更される場合は、居宅サービス計画の変更が必要となります。事前に当事業所または担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ・設備、器具の利用・・・・・・・・当事業所の設備、器具の利用の際は、当事業所の従業員の指示に従ってください。
- ・機能訓練の内容・・・・・・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の状態に応じた計画を立て、個別訓練と集団訓練を行います。
- ・レクリエーション・・・・・・・・季節の行事、小グループでの趣味の活動、誕生会などを行います。
- ・その他・・・・・・・・・・施設内への飲食物の持ち込みや飲酒・喫煙、宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の容態に変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡をいたします。

8 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や市に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については、状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、利用者に重過失がある場合はこの限りではありません。

9 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内補助散水栓、煙感連動扉、自動火災報知器、防火シャッター、非常警報設備、発電機、通報装置
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 田村 周一

10 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 1階事務所受付意見箱

(2) 当事業所の相談・苦情の受付窓口および高齢者虐待の窓口

事務室および各サービスステーションで受け付けています。

〔担当職員〕	施設長	中嶋 明彦
	看護部長	小川 由佳
	支援相談員	石元 梨奈
	電話	<u>04 - 7181 - 5611</u>

(3) 苦情・相談等に対応するための体制・整備

1. 支援相談員が、利用契約時に利用者及び家族に対し苦情・相談等の申し出方法について説明する。
2. 寄せられた苦情・相談等は支援相談員が受け付け、必要に応じ、施設長、看護部長、事務長に報告する。
3. 支援相談員は関係職員に事実確認・再発防止策の立案・実施をさせるとともに、当該利用者・家族との話し合いの場を設けるなど、問題解決に取り組む。
4. 支援相談員はその内容や経過などを記録する。
5. 支援相談員は月1回開催の事故防止対策委員会（緊急性・重要性の高いケースについては臨時開催）にて、苦情・相談等の内容を報告し問題解決に取り組む。
6. 必要に応じて、千葉県運営適正化委員会や我孫子市、その他関係機関への報告、連携し問題解決に取り組む。

(4) その他

市役所、国保連、県庁の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

- | |
|--|
| ◇我孫子市役所 健康福祉部 高齢者支援課
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地
TEL: 04-7185-1111 (代表) |
| ◇千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒263-8566 千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
TEL:043-254-7404 (大代表) FAX:043-254-0048 |
| ◇千葉県運営適正化委員会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
TEL:043-246-0294 (代表) |
| ◇高齢者虐待相談専用窓口 TEL:043-221-3020 |
| ◇我孫子市高齢者なんでも相談室 TEL:04-7185-1112 |

1 1 当法人の概要

法人名	医療法人財団 明理会
代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
法人所在地	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 1 2 番 7 号
法人電話番号	03 - 3967 - 1181
定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 看護学校 その他